

合併処理浄化槽に関する各種制度について

1、合併処理浄化槽設置補助金

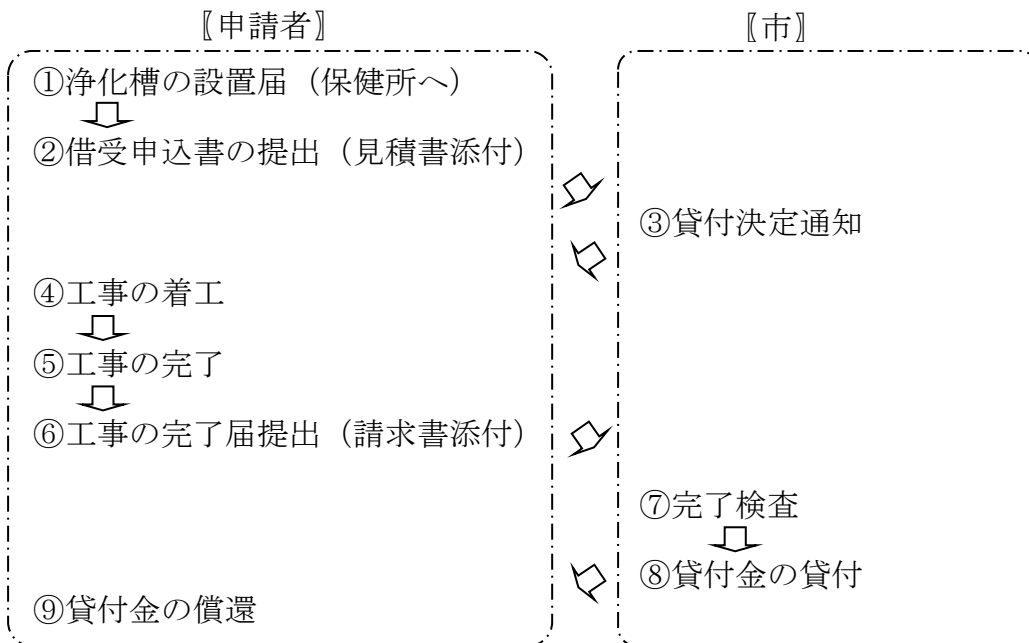
汲取り便所もしくは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合
補助金（5人槽：352,000円、7人槽：441,000円、10人槽：588,000円）を交付します
※但し、合併処理浄化槽の整備区域内のみ

2、合併処理浄化槽設置資金貸付

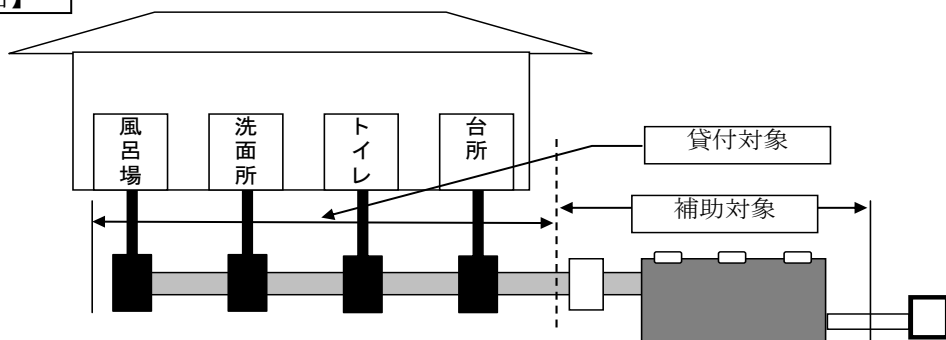
上記補助対象区域と同地区において、合併処理浄化槽を設置した場合（新築に伴う場合は除く）、合併処理浄化槽の設置に必要となる排水設備の設置費用（トイレ、台所等の排水口から浄化槽への直近の流入柵までの配管費用）として、無利子にて貸付を受けられる。（但し、連帯保証人が必要）

貸付金額：排水設備設置費用総額まで、100万円上限。

○合併処理浄化槽設置資金貸付制度の手続きの流れ



【費用対象範囲】



上記各種制度の内容、補助金対象区域についての問合せは下記までお願いします。

加賀市 上下水道部 経営企画課 電話 72-7953
上下水道部 下水道課 電話 72-7955